平成２３年（フ）第１６５８号
埼玉県桶川市朝日２丁目29番２号　朝日第５コーポ105号
破産者　小林　末惠
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７１３号
埼玉県深谷市常盤町73番地11
破産者　韮塚　聖洋
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
佐賀県伊万里市山代町久原1636番地の24
破産者　勝野　　豊
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３３０１号
札幌市北区北33条西３丁目２番25―601号、開始決定時の住所札幌市西区西野10条６丁目４番18―201号
破産者　林　　淳司
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５３６号
札幌市西区宮の沢１条４丁目10番10―304号
破産者　大藤　真司
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９１号
兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番16―402号、前住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目４番地の６
破産者　奥田祈美子
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４６号
兵庫県川西市東畦野山手１丁目17番14号
破産者　伊藤嘉奈子
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３７号
兵庫県加西市野田町272番地
破産者　東一　守人
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第３７４号
大津市鳥居川町４番21号
破産者　服部　勝彦
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８４８号
京都市左京区北白川上終町10番地
破産者　中﨑　嘉久
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
熊本県八代市海士江町2663番地１、申立時の住所熊本県八代市日奈久中西町462番地
破産者　友田　純司
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８５２号
熊本県菊池郡大津町大字室401番地６
破産者　岩﨑　淳一
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２８１号
宮崎市吉村町平塚甲1814番地13
破産者　齋藤　　憲
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４３６号
宮崎市青島３丁目９番７号
破産者　髙木レイ子
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６号
岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋１―２　ホテル龍泉洞愛山内、住民票上の住所秋田県鹿角市尾去沢字上山193番地８
破産者　千葉　　孝
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第２７１号
大阪府寝屋川市黒原新町９番13―818号、前住所兵庫県西宮市甲陽園日之出町６番43―607号
破産者　黒田　泰行
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８６号
兵庫県芦屋市若葉町５番１―332号、前住所兵庫県芦屋市浜町８番１―501号
破産者　赤井　常雄
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―1012号
破産者　松本　　剛
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係